不利益処分に関する処分基準 個票

生活環境部 クリーン推進課

不利益処分の内容		一般廃棄物処理業の事業の停止			
根拠法令等及び条項		廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条の3			
	根拠条項	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条の3			
	参考事項	栃木市廃棄物の処理及び清掃に関する条例			
	設定等年月日	平成	年	月	日設定
		平成	年	月	日最終変更

【基準】

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

(事業の停止)

- 第7条の3 市町村長は、一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者が次の各号のいずれかに該当するときは、期間を定めてその事業の全部又は一部の停止を命ずることができる。
 - 一 この法律若しくはこの法律に基づく処分に違反する行為(以下「違反行為」という。)をしたとき、又は他人に対して違反行為をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、若しくは他人が違反行為をすることを助けたとき。
 - 二 その者の事業の用に供する施設又はその者の能力が第7条第5項第3号又は第1 0項第3号に規定する基準に適合しなくなつたとき。
 - 三 第7条第11項の規定により当該許可に付した条件に違反したとき。

処 分 基 準